

令和7年度 福岡県女性医師就労環境改善事業費補助金について

福岡県では、出産等により休職又は離職した女性医師の復職支援を促進する取組として、働きやすい職場環境の整備を行う県内医療機関に対する補助を実施しています。

下記の要件をご確認の上、当てはまる場合は、ぜひ本制度をご活用ください。

(1) 補助の対象となる女性医師

- ① 中学校就学前までの子を持つ女性医師
- ② 要介護認定（要支援者は除く）を受けた家族を介護する女性医師

ぜひ、ご活用
ください！

(2) 補助の対象となる勤務形態等

(1) に該当する女性医師が常勤医師として次のいずれかの勤務形態等をとる場合です。

	補助対象となる勤務形態等		交付対象
	内 容	例	
短 時 間 勤 務	(1) 1 日の所定労働時間が 7 時間以上の者について、1 日の所定労働時間を 1 時間以上短縮するもの	毎日 6 時間勤務	女性医師の代替で勤務する医師の人件費、需用費及び備品購入費 ※代替勤務は新たに雇用した医師でも、同僚医師による対応でも構いません。 ※人件費は、 <u>女性医師の代替として勤務したシフトや時間</u> に限るとともに、費用負担が発生したものに限ります。
	(2) 1 週当たりの所定労働時間が 35 時間以上の者について、1 週当たりの所定労働時間を 1 割以上短縮するもの	水、金は 4 時間勤務、他の曜日は通常勤務	
	(3) 1 週当たりの所定労働日数が 5 日以上のものについて、1 週当たりの所定労働日数を 1 日以上短縮するもの	週 4 日通常勤務	
当直 免除	当直やオンコールの免除		

(3) 補助金額

交付対象となる経費の 1/2 以内（1 医療機関あたりの補助上限額：557 万円）

※補助申請総額が予算を超える場合は、予算の範囲内で調整させていただきます

※補助申請にあたり、補助対象であること等を確認できる書類等の提出が必要です

※当直やオンコールの免除については、月当たりの補助対象回数に上限があります

当直上限：同じ診療科における医師一人当たりの当直平均回数（端数切捨て）

オンコール上限：月 3 回（実働による手当等の費用負担が発生した場合に限る）

(4) 補助対象期間

交付決定日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで。ただし補助開始月が年度途中の場合、予算の範囲内で最大 12 か月間まで対象（補助申請は年度ごと必要）とします。

(5) 申請書

提出書類の様式及び記載例等につきましては、県ホームページ（下記 URL）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/joseiishi-syuuroukankyoku-kaizen.html>

お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室 医師確保係 和田
TEL：092-643-3330 FAX：092-643-3277 E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp